

物件調書: 物件①(鷺塚町)

物件調書

最低売却価格	24,305,567円		
土地の所在	表 示	地目	面積 (㎡)
	碧南市鷺塚町3丁目108番1 (予定)	宅地	644.71
権利の種類	所有権に関する事項	所有権	碧南市
	権利に関する事項	該当なし	
	所有権以外の権利に関する事項	該当なし	
法令に基づく制限	用途地域: 第1種住居地域	建ぺい率 60%	容積率 200%
その他	<p>○私道負担: なし ○飲料水: 市上水道 ○排水: 公共下水道整備済</p> <p>○電気: 引き込み可 ○ガス: プロパン</p> <p>○代金等以外に授受される金額: 油ヶ渚悪水土地改良区負担金 (下記売却条件等のとおり)</p> <p>○契約解除及び違約金に関する事項: 当案内書及び契約書に記載のとおり</p> <p>○対象地にあった民家 (木造家屋等) を碧南市で、令和3年1月に解体撤去済み</p>		
公共施設・教育施設 (直線距離)	<p>○鷺塚小学校: 0.6km ○東中学校: 1.4km</p> <p>○碧南中央駅: 3.1km ○鷺塚保育園: 0.3km</p> <p>○碧南市役所: 2.7km</p>		
売却条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・現状有姿での引き渡しとします。木製柵、カラーコーン、バリケード、虎ロープは碧南市で撤去します。その他の工作物等の撤去は行いません。 ・埋設物調査、土壌調査、地盤調査は行っていません。地表及び地下に埋設物あった場合の撤去及び処分等は、落札者の自己負担により行ってください。また、土壌、地盤に係る工事等も同じです。 ・対象物件は分筆登記前 (※分筆測量は行っています) のため、落札者決定後、碧南市で分筆登記をします。 ・対象物件の北側が、がけに接しているため、愛知県建築基準条例第8条 (がけ条例) の規制等を確認してください。 ・接道側の南西側隣地は市有地の広場で、月に2回ゴミステーションとして使用しています。 ・油ヶ渚悪水土地改良区の区域のため、年度100円の負担金が必要です。 ・物件の南西側隣地の広場に砂、土等が流れないように施工してください。 		

※物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況及び利用制限等については、必ずご自身で十分な調査、確認のうえ、お申し込みください。